平成６年広審第５０号
貨物船第五十一明昭丸漁船太陽丸衝突事件

言渡年月日　平成６年１２月１５日
審　判　庁　広島地方海難審判庁（平田照彦、早川武彦、黒岩貢）
理　事　官　下川幸雄

損　　害
太陽丸－左舷ブルワークなどを損傷

原　　因
明昭丸－動静監視不十分、船員の常務（衝突回避措置）不遵守（主因）
太陽丸－見張り不十分、不遵守（一因）

主　　文
　本件衝突は、第五十一明昭丸が、動静監視不十分で、漂泊中の太陽丸を避けなかったことに因って発生したが、太陽丸が、見張り不十分で、警告信号を行わなかったこともその一因をなすものである。
　受審人Ａを戒告する。
　受審人Ｂを戒告する。

理　　由
（事実）
船 種 船 名　貨物船第五十一明昭丸
総 ト ン 数　２９９トン
機関の種類　ディーゼル機関
出　　力　７３５キロワット

受　審　人　Ａ
職　　名　一等航海士
海 技 免 状　三級海技士（航海）免状

船 種 船 名　漁船太陽丸
総 ト ン 数　１９トン
機関の種類　ディーゼル機関
漁船法馬力数　１９０

受　審　人　Ｂ
職　　名　船長

海 技 免 状　一級小型船舶操縦士免状

事件発生の年月日時刻及び場所
平成５年８月１４日午前２時５０分
隠岐諸島東方海域

第五十一明昭丸（以下「明昭丸」という。）は、船尾船橋型の貨物船で、受審人Ａ、船長Ｃほか２人が乗り組み、空倉のまま、船首１．６０メートル船尾３．５０メートルの喫水をもって、平成５年８月１３日午後４時京都府舞鶴港を発し、朝鮮民主主義人民共和国興南港に向かった。

Ｃ船長は、出航操船に引き続き船橋当直に就き、周囲の見張りを行いながら北上し、同１１時ごろ余部埼灯台から６度（真方位、以下同じ。）２８．５海里ばかりの地点に達したとき、針路を２９３度に定めて自動操舵とし、機関を約９ノットの全速力前進にかけ、折からの海流と西風で５度ばかり右方に圧流されながら８．４ノットばかりの航力で船首を左右に振り、幾分風上に切り上がりながら進行した。

同１１時２５分ごろＡ受審人は、当直交替のため昇橋し、船長から右方に圧流されているので、予定針路の２９６度より左方に３度リーウェイをとっている旨等の引継ぎを受けて当直に入り、翌１４日午前０時過ぎロランＣで船位を求めたところ、いまだ右方に偏位していたことから、針路を２９１度とし、なお５度ばかり右方に圧流されながら続航し、このころ、船首前方にいか釣りに従事している太陽丸の集魚灯の光ぼうを視認した。

同１時半ごろＡ受審人は、再度ロランＣで船位を求めたが針路よりやや右方に偏していたので不審に思いながらも、船橋前面左舷側に立って前方の見張りを行っていたところ、同２時３５分ごろ黒島埼灯台から８１度３３海里ばかりの地点に達したとき、船首方２．１海里ばかりとなった太陽丸の光ぼうが灯火としてはっきり視認できるようになったが、たまたま、船首が左方に振れたとき同船の灯火を船首少し右に見たことから、１０度ばかり左転すれば無難に航過できるものと考えて２８１度に転じ、付近に他船がいなかったこともあって、同船に対する見張りを続行することなく、船位が針路線よりはずれるのはロランＣに誤差があるのではないかと思い、衛星航法装置で確認することとした。

Ａ受審人は、自船が右方に圧流され、太陽丸を左舷に見て航過する態勢であったものの、左転したことによって同船に向首接近する状況となり、同２時４５分ごろ右舷船首５度１，３００メートルばかりに接近したが、海図室に入って取扱説明書を読みながら衛星航法装置を操作し、船位を求めていたので、このことに気付かず、同船を避けないで続航中、同時５０分少し前、前示漁船が近くなってきたものと思って操舵室に戻ったとき右舷前方至近に太陽丸の多数の集魚灯を認め、急いで舵を手動に切り替えて左舵一杯をとったが効なく、午前２時５０分黒島埼灯台から７９度３１．２海里ばかりの地点において、２７７度に向いた明昭丸の右舷前部が、太陽丸の左舷前部に後方から約３０度の角度で衝突した。

当時、天候は曇で風力５の西南西風が吹き、付近には東に流れる微弱な海流があった。

また、太陽丸は、いか一本釣り漁業に従事するＦＲＰ製漁船で、受審人Ｂほか２人が乗り組み、操業の目的で、船首０．７０メートル船尾２．５０メートルの喫水をもって、同月１３日午後１時兵庫県浜坂漁港を発し、同６時半ごろ隠岐諸島東方３０海里ばかりの漁場に至り、船首からパラシュート型シーアンカーを投入して漂泊し、直ちに操業を開始した。

Ｂ受審人は、航行中の正規の灯火を点灯しないまま、３キロワットと４キロワットの集魚灯８８個を点灯し、１３台の自動いか釣機を使用して操業を行い、自らは船橋にいて甲板上の乗組員２人に釣り上がったいかの選別をまかせていたところ、翌１４日午前２時４５分ごろ船首が２４７度に向首していたとき、左舷船尾４０度１，３００メートルばかりのところに明昭丸が衝突のおそれのある態勢で接近していたが、これだけの明るい灯火を点灯しているので航行船が避けてくれるものと思い、レーダーによる見張りを十分に行うことなく、釣れ具合を見守っていたので、このことに気付かず、警告信号を行わないで操業中、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、明昭丸には損傷がなく、太陽丸は左舷ブルワークなどを損傷したが、のち修理された。

（原因）

本件衝突は、夜間、隠岐諸島東方海域において、航行中の第五十一明昭丸が、動静監視不十分で、シーアンカーを投入して漂泊し、いか一本釣り中の太陽丸を避けなかったことに因って発生したが、太陽丸が、見張り不十分で、警告信号を行わなかったこともその一因をなすものである。

（受審人の所為）

受審人Ａが、夜間、隠岐諸島東方海域を航行中、多数の集魚灯を掲げた太陽丸を視認した場合、同船との衝突のおそれが判断できるよう、引き続き同船を監視すべき注意義務があったのに、これを怠り、転針したので大丈夫と思い、海図室で船位の確認に気を奪われ、太陽丸を監視しなかったことは職務上の過失である。Ａ受審人の所為に対しては、海難審判法第４条第２項の規定により、同法第５条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

受審人Ｂが、夜間、隠岐諸島東方海域において多数の集魚灯を掲げ、いか一本釣り漁業を行う場合、集魚灯の明かりによって目視による見張りが困難な状況にあったから、接近する第五十一明昭丸を見落とさないよう、レーダーによる見張りを十分に行うべき注意義務があったのに、これを怠り、多数の集魚灯を掲げているので他船が避けてくれるものと思い、レーダーによる見張りを十分に行わなかったことは職務上の過失である。Ｂ受審人の所為に対しては、海難審判法第４条第２項の規定により、同法第５条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。